

※「申請書への記載項目」に該当する内容

項目	更新	No.	評価基準	評価項目/判定基準	申請書への記載項目	記載内容または記載箇所 (ファイル名、シート名、ページ等)	質問事項等	評価結果	評価コメント	評価内容改善案等
製品説明の評価基準										
製品説明の取り扱いと記載事項に関する評価基準										
1.1.1 製品説明の可用性										
				申請書中の以下記載を確認	以下の項目と、各項目の製品説明中の該当箇所					
		1	製品説明は、製品の潜在取得者及び潜在利用者が使用可能であること。	紙媒体の場合、販売店で入手可能であること、あるいは販売会社から取り寄せができること。	・紙媒体の提供の有無 ・提供している販売店または販売会社	・あり ・〇〇クラウド社、PaaS提供社販売店及び、取り扱い希望の会社				
		2	上記に含む	WEBページの場合、URLから参照可能であること。	・WEBページの提供有無 ・提供しているURL	会社全体+製品概要 http://www.〇〇〇〇.co.jp ※: 製品説明に記載 製品説明サイト http://www.〇〇〇〇.co.jp/◆◆◆◆ /index.html				
		3	上記に含む	電子媒体の場合、WEBのURLから参照可能か、ダウンロードが可能であること。また、当該媒体を参照する手段が利用可能であるか(文書閲覧ソフトなど)、一般的なWEBブラウザで閲覧可能であること。	・電子媒体での提供有無 ・提供しているURL ・提供しているドキュメント形式	会社全体+製品概要 http://www.〇〇〇〇.co.jp ※: 製品説明に記載 製品説明サイト http://www.〇〇〇〇.co.jp/◆◆◆◆ /index.html				
1.1.2 製品説明の記載内容										
		1	製品説明は、潜在取得者が自分たちのニーズにソフトウェアが適合していることを評価するために必要な情報を含んでいること。	当該製品が自分の要望を満たすに足るものかどうか、購入予定者や利用予定者がその記載内容に基づき評価できること。	・強調したい品質に関する記載 ・購入予定者または利用予定者の記載 ・その予定者を想定した要望と、要望に対する評価できる形での説明の記載 ・動作環境に関する要件の記載 ・外部要件に関する記載	・文書配信、未読既読確認 P.18 ・ワークフロー連携 P.17 ・期間設定 P.15 ・版管理 P.14				
		2	製品説明は、内容に矛盾がないこと。	強調したい品質に関する記載が存在し、製品説明中にその内容が記載されており、一致していること	・強調する品質についての記載事項に該当する、製品のスクリーンショットまたは製品の測定データ	上項説明はスクリーンショット付きの資料				
		3	製品説明に記載された内容が、事実であることを確認できること。	製品説明に記載された内容が、評価版やデモ環境、あるいは製品導入後に、記載内容が事実であることを検証できること。	・強調する品質についての記載事項に該当する、製品のスクリーンショットまたは製品の測定データ	上項説明はスクリーンショット付きの資料				
1.1.3 製品説明の識別情報および表示方法										
				申請書中の各記載項目について、製品説明中の該当箇所にその内容が記載されており、一致していること、および以下の追記事項を満たしていること	以下の項目と、各項目の製品説明中の該当箇所					
		1	製品説明は、一意の識別子を表示すること。	製品説明は、ほかの製品説明との識別ができること。	・製品の名称 ・製品説明の版(バージョン)、リリース日付	・ドキュメント管理システム ・Ver12.1 2014年7月22日 「リリースノートに記載」				
		2	既製ソフトウェア製品は製品識別子で指定できること。	製品説明は、製品の識別情報が記載されていること。	・製品の名称 ・製品の版(バージョン)、リリース日付 ・バリエーションがある場合の識別説明	・ドキュメント管理システム ・Ver12.1 2014年7月22日 「リリースノートに記載」				
		3	製品説明には、開発元や販売元の社名及び住所が記載されていること。	製品説明には、開発元や販売元の社名及び住所が記載されていること。	・開発元の社名および住所(またはWebのドメイン) ・販売元の社名および住所(またはWebのドメイン) (販売元は、開発元と異なる場合にのみ必要。販売元は、販売会社または販売代理店のうち、1社について記載されていれば良い)	製品説明の裏表紙に記載				
		4	製品説明は、そのソフトウェアによって実現できることや提供されるサービスが記載されていること。	製品説明は、そのソフトウェアによって実現できることや提供されるサービスが記載されていること。	・製品が提供するサービス -この製品を使用することで何ができるか -どのような作業に役立つか	製品説明 P.3 右にライフサイクル図を記載				
		5	製品説明に既製ソフトウェア製品が法律や規格に適合していることを記載する場合は、適合する法律や規格が明記されていること。	外部の要求事項に準拠することが必要となる場合、または準拠していることが製品の特徴となる場合、該当する外部要件を明確に示すこと。	・外部の要求事項への準拠の有無 ・準拠する外部要件の名称や版数 <記載例> ・法律上の要求に準拠 ・国内規格、国際規格に準拠 ・業界標準に準拠	該当しない				

	6	製品説明には、既製ソフトウェア製品の運用操作に対するサポート提供の有無を記載すること。	当該製品の運用操作に関するサポートの有無を明記していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発元または販売元のサポートや保守サービスの有無 ・上記問い合わせ先 ・上記内容の概要 <記載例> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートや保守の問い合わせ先 ・サポートや保守の対象範囲 ・有償、無償の区別の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介資料に導入～保守までの対応を記載 ・製品添付書類に保守申し込み方法を記載 ・問い合わせ先は保守締結後、証書に記載 				
	7	製品説明には、保守サービスの提供の有無が記載されていること。保守サービスが提供される場合、その内容について記載されていること。	当該製品を運用する際に、開発元ないし販売元が保守サービスを提供できるかどうか明記すること。また、保守サービスを提供する場合は概要を明記すること。	No6に含まれる	p21 導入/教育/保守サービスについて				
1.1.4 製品説明に記載された機能と品質特性のマッピング									
	1	製品説明に記載されている全ての機能は、その製品の特性に応じた品質特性との対応付けがなされていること。	製品の機能は、その製品に要求されるソフトウェア品質特性(品質要求事項)を実現するためにソフトウェアに搭載され提供されていること。	機能・品質特性対応表(様式4)への記載で代替するものとする。	様式4に記載				
製品説明に記載している内容に関する評価の解説									
1.1.5 製品品質-機能適合性									
			申請書中の各記載項目について、製品説明中の該当箇所にその内容が記載されており、一致していること、および以下の追記事項を満たしていること	以下の項目と、各項目の製品説明中の該当箇所					
	2	製品説明は、エンドユーザが呼び出すことができる製品機能の概要が記載されていること。	製品説明は、エンドユーザが呼び出すことができる製品機能の概要が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザが呼び出すことができる製品機能の概要 	P.9～P.18に記載				
	3	製品説明は、安全性、もしくはビジネスリスクに影響のある機能がある場合、それが記載されていること。	製品説明は、安全性、もしくはビジネスリスクに影響を及ぼしうる機能がある場合、それが記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性またはビジネスリスクに影響のある機能の有無 ・該当する機能と、その影響範囲 <記載例> 以下に挙げるような特定の分野や特定の業務で利用される可能性のあるソフトウェア製品の場合、安全性やビジネスリスクに影響を及ぼしうる機能があれば、その機能と想定される影響範囲が明記されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信 ・建築 ・会計 ・その他、社会基盤(インフラ)での利用 	該当しない				
	4	製品説明は、利用者に影響を与える制限事項がある場合、それが明記されていること。	製品説明は、利用者に影響を与える制限事項がある場合、それが記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に影響を与える制限事項の有無 ・制限事項の内容 <記載例> <ul style="list-style-type: none"> ・入力データ(または取り扱えるデータ)の最大値、最小値 ・検索に用いるキーの長さ ・レコード数の最大値 ・検索条件数の最大値 ・標本の最小サイズ 	p9: 管理体系に一部記載 属性50項目 ファイル数は無制限 その他の制限事項は影響度が小さいと考え記載していない(操作ガイドには記載)				
	5	ソフトウェアを構成する要素が選択可能な場合、その選択結果及びその版が明記されていること。	ソフトウェアを構成する要素が選択可能な場合、その選択結果及びその版が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアを構成する要素の選択可能な有無 ・選択要素の内容 <記載例> <ul style="list-style-type: none"> ・利用可能なデータベースソフトの名称(製品名) 	ソフトウェア要件 P.20				
	6	ソフトウェアに対する許可のないアクセス(故意・過失、意図的・非意図的を問わない)を防止する機能を備えている場合、製品説明にそれが記載されていること。	ソフトウェア製品やソフトウェア製品が作成・管理するデータに対する不正アクセスを防止する機能を備えている場合、それが記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のないアクセスを防止する機能の有無 ・機能の内容 	アクセス権 P.8				
	1	製品説明は、品質特性のうち「機能性適合性」に該当する事項がある場合、各副特性も考慮して記載されていること。	製品説明は、品質特性のうち「機能性適合性」に該当する事項がある場合、各副特性も考慮して記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「機能適合性」に該当する事項の記載の有無 ・該当する副特性(機能完全性、機能正確性、機能適切性)と、その内容、およびその検証可能な適合の証拠(試験された仕様や、利用者が確認できる方法等) 	p3右: 業務面からの位置付けを記載 → 全体を示している。 p6: 実現する機能の特徴				
1.1.6 製品品質-性能効率性									

		2	製品説明は、「性能効率性」に該当する事項がある場合、全ての既知の条件が記載されていること。	製品説明は、「性能効率性」に該当する事項がある場合、全ての既知の条件が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・性能効率性を満たす条件 <記載事例> <ul style="list-style-type: none"> ・システム構成 ・アプリケーションが効率的に稼働するために必要な資源 <ul style="list-style-type: none"> -帯域幅 -ハードディスク容量 -RAM -ビデオカード -無線インターネットカード -CPU速度など 	リリースノートに動作に必要なサーバ要件・クライアント要件を記載。また検証済み環境を記載。				
		3	製品説明は、必要なシステムの容量が記載されていること。	製品説明は、必要なシステムの容量が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能実行時の処理時間 <ul style="list-style-type: none"> -応答時間 -スループット速度 -ターンアラウンド時間他 ・パラメータの最大値 	サイジングは基盤との関連を考慮し設計する必要があるため未記載				
		1	製品説明は、品質特性のうち「性能効率性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	製品説明は、品質特性のうち「性能効率性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「性能効率性」に該当する事項の記載の有無 ・該当する副特性(時間効率性、資源効率性、容量満足性)と、その内容、およびその検証可能な適合の証拠(試験された仕様や、利用者が確認できる方法等) 	速度面の記載は基盤との関連があるため未記載 検索業務の操作面の効率性はp10 ダウンロードの操作面の効率性はp11 登録の操作面の効率性はp12				
1.1.7 製品品質-互換性										
		2	製品説明は、既製ソフトウェア製品(RUSP)が何らかのソフトウェア及び(又は)ハードウェアに依存している場合、その情報が記載されていること。	製品説明は、既製ソフトウェア製品が特別なソフトウェアまたはハードウェアに依存している場合、それが記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア/ハードウェアの参照 <記載例> <ul style="list-style-type: none"> ・データベース等のミドルウェア ・サーバ、プラットフォームなどのハードウェア ・版 ・特定のオペレーティングシステム 	リリースノートに動作に必要なサーバ要件・クライアント要件を記載。				
		3	製品説明は、利用者が呼び出せる他のソフトウェアのインターフェイスがある場合、そのソフトウェアとインターフェイスが記載されていること。	製品説明は、利用者が呼び出し可能な他のソフトウェアのインターフェイスがある場合、そのソフトウェアとインターフェイスが記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターフェイスの記載 	リリースノートに動作に必要なサーバ要件・クライアント要件を記載。				
		1	製品説明は、品質特性のうち「互換性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	製品説明は、品質特性のうち「互換性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「互換性」に該当する事項の記載の有無 ・該当する副特性(共存性、相互運用性)と、その内容、およびその検証可能な適合の証拠(試験された仕様や、利用者が確認できる方法等) 	リリースノート 3.3検証済み環境に記載				
1.1.8 製品品質-使用性										
		2	製品説明は、ユーザインタフェースの種別が記載されていること。	製品説明は、製品が提供するユーザインタフェースの種別が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザインタフェースの種別 <記載例> 以下の様なユーザインタフェースの種別 <ul style="list-style-type: none"> ・GUI/テキスト型/CLIの種別 <ul style="list-style-type: none"> - GUI ……グラフィカルな表示で、ウィンドウ、メニュー、マウス操作、キーボードショートカットを用いるインタフェース - テキスト型 ……テキストベースの表示で、ウィンドウ、メニューなどを提供するインタフェース - CLI ……キャラクタ入力のコマンドを用いるインタフェース ・OS のユーザインタフェース標準への準拠度合 ・Web ブラウザから閲覧、またはWeb 上のアプリケーションである場合は「Web ブラウザ」としてよい ・ヘルプ機能の有無(オンラインマニュアル、問合せ、チュートリアルなど) 	製品説明のp.20 ソフトウェア要件に「Webブラウザ」と記載				

	3	製品説明は、使用および運用操作に必要な知識が明記されている。	製品説明は、使用および運用操作に必要な知識が明記されていること。また、特定の知識を必要としないのであればその旨が明記されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用および運用操作に必要な特定の知識の有無 ・知識の内容 <p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用するデータベースの知識(RDBの一般的な知識) ・プロトコルの知識(通信プロトコルなど) ・オペレーティングシステムの知識 ・プログラミング言語やスクリプト言語の知識 ・当該製品が前提としている技術分野の知識 ・当該製品が前提としている業務分野の知識 	通常業務でブラウザ、メールの利用、文字入力など基本的操作ができれば利用可能であり専門知識は不要なため未記載					
	4	製品説明は、利用者が間違った運用操作をしないようにする機能を記述しなければならない。	製品説明は、利用者が間違った運用操作をしないようにする機能が明記されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・エラー操作の発生を防止する機能の記載の有無 ・機能の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・キー操作エラーは基盤に準拠対応 p5:基盤上で準拠した機能を実装 ・セキュリティ面でエラー操作から守る p8:許可された人のみが操作可能 p9:閲覧可能なフォルダのみ表示 					
	5	製品説明は、著作権の保護が施されており、それが使用性を損ねる場合は、著作権保護に関する事項が記載されていること。	著作権の侵害に対する技術的な保護を実装しており、それが使用性を損なう可能性が有る場合は、この保護について明記されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権侵害に対する技術的保護が使用性を損なう場合の有無 ・著作権保護の内容 <p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に設定されている使用期限 ・コピーに対する課金について、ダイアログボックスなどによる注意喚起 ・使用する際のダイアログボックスなどによる承諾の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用性を損なう技術的保護はない。 ・著作権は製品同梱の使用許諾契約書に記載 					
	6	製品説明は、障害のある利用者及び言語の違う利用者に対しては特に、アクセシビリティに関する条件が記載されていること。	製品説明は、アクセシビリティを考慮した製品の場合、そのアクセシビリティについて記載すること。特に障害のある利用者及び言語の違う利用者に対する配慮について記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス容易性の機能の有無 ・機能の内容(特に、障害のある利用者及び言語の違う利用者に対するアクセシビリティについて) 	日本語対応のみの汎用文書管理であるため、アクセシビリティに特別な仕組みはない					
	1	品質特性のうち「使用性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	品質特性のうち「使用性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「使用性」に該当する事項の記載の有無 ・該当する副特性(適切度認識性、習得性、運用操作性、ユーザーエラー防止性、ユーザーインターフェース快美性、アクセシビリティ)と、その内容、およびその検証可能な適合の証拠(利用者が確認できる方法等) 	UIの快美性は追求しp9に記載しているものの、控え目な表現としている					
1.1.9 製品品質-信頼性										
	2	製品説明は、エラー発生時の運用・操作の継続性が記載されていること。	製品説明は、エラーが生じた場合に継続して運用・操作できるかどうか記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・エラー発生時の運用・操作の継続性 <p><記載例></p> <p>以下のようなエラー発生時の運用・操作の継続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーインターフェースエラー ・システム資源またはネットワーク資源に起因するエラー ・アプリケーション自体の不具合 	基盤準拠のため未記載					
	3	製品説明は、データの退避手順、復元手順が記載されていること。	製品説明は、データの退避手順、復元手順に関する概要情報が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・データの退避手順及び復元手順の概要 <p><記載例></p> <p>以下のようなデータの退避手順・復元手順に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザが退避や復元を行なえるかどうか。 ・退避や復元の実行のために必要なコンピュータ、または当該製品のアクセス権限 ・退避の自動実行が可能かどうか。 ・退避や復元のために必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> -ハードディスクの空き容量 -外部記憶装置、ネットワークなど ・退避や復元にかかる時間(概算) 	基盤準拠のため未記載					
	1	品質特性のうち「信頼性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	品質特性のうち「信頼性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「信頼性」に該当する事項の記載の有無 ・該当する副特性(成熟性、可用性、障害許容性(耐故障性)、回復性)と、その内容、およびその検証可能な適合の証拠(試験された仕様や、利用者が確認できる方法等) 	信頼性は基盤の特性を引き継ぐため特段の記載はない。業務面からの信頼性はアクセス権としてp8に記載					
1.1.10 製品品質-セキュリティ										

		1	製品説明は、品質特性のうち「セキュリティ」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	製品説明は、品質特性のうち「セキュリティ」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 「セキュリティ」に該当する事項の記載の有無 該当する副特性(機密性, インテグリティ, 否認防止性, 責任追跡性, 真正性)と、その内容、およびその検証可能な適合の証拠(試験された仕様や、利用者が確認できる方法等) 	アクセス権:p8 ログ:p16 基盤側のセキュリティは記載していない				
1.1.11 製品品質-保守性										
		2	製品説明は、運用時・利用時の保守に関する情報が記載されていること。	製品説明は、運用時・利用時の保守に関する情報が記載されていること。動作中にソフトウェアの振舞い、ソフトウェア自身やOS、エンドユーザーによる操作、外部とのデータ入出力などを監視している場合、記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 運用時・利用時の保守・監視の有無 保守・監視の内容 	<ul style="list-style-type: none"> 保守サポート内容は、製品同梱のご案内・保守サービス申込書に記載 監視はない 				
		3	利用者が設定の変更やカスタマイズができる場合、ツール又は手順及び使用条件について記載されていること。	設定の変更やカスタマイズができる場合、そのツールや手順、使用条件等が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 適合ためのツール又は手順 上記の使用条件 	<ul style="list-style-type: none"> パラメータの変更 計算アルゴリズムの変更 インタフェースのカスタマイズ ファンクションキーの割り当て 	基盤準拠のため未記載			
		1	品質特性のうち「保守性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	品質特性のうち「保守性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 「保守性」に該当する事項の記載の有無 該当する副特性(モジュール性, 再利用性, 解析性, 修正性, 試験性)と、その内容、およびその検証可能な適合の証拠(試験された仕様や、利用者が確認できる方法等) 	p17:ワークフローはPaaS-PT機能をモジュールとして使うと記載 p18:文書配信はPaaS-PTポートレットをモジュールとして使うと記載				
1.1.12 製品品質-移植性										
		2	製品説明はソフトウェアを稼働させるための構成や、使用可能な構成が記載されていること。	製品を稼働させるために必要なハードウェア、ソフトウェアの構成が明記されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 製品を動作させるための構成や、使用可能な構成(ハードウェア, ソフトウェアなど) 	リリースノートに記載				
		3	製品説明は、インストール手順に関する情報が記載されていること。	インストール手順に関する概要情報が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> インストール手順の概要 	<ul style="list-style-type: none"> エンドユーザーがインストールを実行できるかどうか。 インストールに必要なコンピュータ、または当該製品のアクセス権限 インストールのために必要な準備 <ul style="list-style-type: none"> ハードウェア、先立ってインストールしておくべきソフトウェア、マスターデータなど インストールにかかる時間(概算) 	セットアップガイドに記載			
		1	品質特性のうち「移植性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	品質特性のうち「移植性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 「移植性」に該当する事項の記載の有無 該当する副特性(適応性, 設置性, 置換性)と、その内容、およびその検証可能な適合の証拠(試験された仕様や、利用者が確認できる方法等) 	<ul style="list-style-type: none"> 適応性はリリースノートに記載 設置性はセットアップガイドに記載 				